

津山圏域衛生処理組合建設工事等入札指名委員会要綱

平成17年2月23日

津山圏域衛生処理組合訓令第2号

改正 平成23年4月1日訓令第1号

平成26年11月25日訓令第1号

平成29年4月1日訓令第1号

令和8年3月12日訓令第2号

(目的及び設置)

第1条 津山圏域衛生処理組合が発注する建設工事等の請負契約及び業務委託契約について、入札参加資格及び基準の厳正かつ公正な適用を図り、もって工事等の良好な施行を期するため、津山圏域衛生処理組合建設工事等入札指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 一般競争入札における入札参加資格の決定及び入札参加者の決定
- (2) 指名競争入札及び随意契約に係る予定価格が200万円以上の工事及び予定価格が100万円以上の業務委託における指名業者の選定
- (3) 談合情報に係る調査
- (4) その他管理者が必要と認めた事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、津山圏域衛生処理組合副管理者津山市副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、津山圏域衛生処理組合事務局長をもって充てる。
- 4 委員は、津山圏域衛生処理組合事務局長、津山市総務部契約監理室長及び構成団体主管課の課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第7条 急施を要し、委員会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議して、これに

代えることができる。

(秘密の保持)

第8条 何人も、委員会の会議の内容について、外部に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、津山圏域衛生処理組合事務局において行う。

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日津山圏域衛生処理組合訓令第1号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

付 則 (平成26年11月25日津山圏域衛生処理組合訓令第1号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日津山圏域衛生処理組合訓令第1号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

付 則 (令和8年3月12日津山圏域衛生処理組合訓令第2号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。